

施設における感染拡大予防ガイドライン

就業支援センター

令和2年5月25日

(最新改正：令和3年3月25日)

【 3密の回避 】

① 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- 訓練教室、研修室、パソコンルームの利用人数は定員の約7割以下とする。
- 30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開にして換気を行う。

② 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- 訓練コース毎に休憩時間をずらして設定し、施設内の混雑を回避する。
- 休憩時間には、訓練生同士が密集しないよう職員が声掛けを行う。

③ 人と人の距離の確保（「密接」の回避）

- 訓練教室、研修室、パソコンルームについては、座席間の距離を1.5m確保する。
- 近距離の対面で行う実技については、訓練効果を損なわない程度の距離を保ち、フェイスシールドを使用して実施する。
- 近距離での会話や発声を避けるよう、訓練生に周知する。

【 その他の感染防止対策 】

④ マスクの着用

- 職員、訓練生ともにマスク着用を徹底する。

⑤ 手洗い・手指消毒

- センター入口にアルコール消毒液を設置し、入館時に手指消毒を促す。
- 訓練教室と研修室の入り口にアルコール消毒液を設置して、訓練生に対して定期的に手指消毒を促す。

⑥ 体調チェック

- 毎朝、健康観察シートを活用した検温・体調確認を行い、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合は出勤・出席を停止する。
- その他の入館者に対しても、発熱や風邪症状、嘔吐・下痢等の症状があれば入館しないよう呼びかけ、入口で体調確認を行う。

⑦ トイレの衛生管理

- 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ハンドドライヤーの使用を禁止する。

⑧ 休憩スペースのリスク軽減

- 昼食時は窓を開放して換気を行い、対面での食事や会話を避けるよう指導する。

⑨ 喫煙スペースの使用制限

※喫煙スペースは設置していない。（施設・敷地内全面禁煙）

⑩ 清掃・消毒

- パソコンルームのキーボード・マウスは、訓練終了時に界面活性剤含有の洗剤を用いて消毒する。
- ドアノブやテーブル等複数の人の手が触れる場所及び共用物品は、漂白剤や界面活性剤含有の洗剤を用いて定期的に清掃する。
- 職員に対して、鼻水や唾液などが付いたゴミはビニール袋に密閉して捨てるよう指示する。
- 訓練生に対して、ゴミは各自持ち帰るよう指導する。
- ゴミを回収する際は、マスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。